

せたな町 新町まちづくりプラン (新町建設計画)

豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にするまちをめざして



檜山北部3町合併協議会
大成町・瀬棚町・北檜山町



せたな町



第1章	はじめに	4
1	計画策定の方針	4
	(1) 計画の趣旨	4
	(2) 計画の期間	4
	(3) 計画の構成	4
	(4) 行財政運営の方針	4
2	合併の必要性	5
	(1) 人口減少と少子・高齢化への対応のために	5
	(2) 地方分権への対応のために	5
	(3) 硬直化した行財政に対応するために	6
	(4) 産業の再構築と地域活力の向上のために	6
	(5) 日常生活圏の拡大に対応するために	7
	(6) 快適な生活環境の確保のために	7
第2章	檜山北部3町の概要	8
1	3町の位置・地勢・面積	8
2	3町の概要	9
3	人口・世帯の状況	12
	(1) 人口の状況	12
	(2) 世帯の状況	14
4	就業人口	15
第3章	主要指標の見通し	18
1	総人口・世帯	18
	(1) 人口	18
	(2) 世帯数	19
2	就業人口	20
3	交流人口	21

第4章 新町まちづくりの基本方針	22
1 新町の将来像	22
2 新町まちづくりプランの基本施策	23
3 土地利用等	31
(1)土地利用の基本方針	31
(2)土地利用の現状	32
4 地域別整備の方針	34
 第5章 将来像実現のための基本施策	 38
1 健やかに暮らせる福祉のまち	38
(1)保健・医療の充実	38
(2)地域福祉の推進	38
(3)子育て支援の推進	39
(4)高齢者施策の推進	39
(5)障害者施策の推進	40
(6)社会保障の充実	40
2 活力に満ちた産業のまち	42
(1)農林業の振興	42
(2)水産業の振興	42
(3)商工業の振興	43
(4)観光の振興	43
(5)雇用・勤労者対策の推進	44
3 自然と共生する安全なまち	46
(1)環境・景観の保全と創造	46
(2)公園・緑地・水辺の整備	46
(3)上下水道の整備	46
(4)環境衛生対策の推進	47
(5)消防・防災体制の充実	47
(6)交通安全・防犯対策の推進	47
(7)地域エネルギーの活用	48

4	多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち	50
	(1) 調和のとれた土地利用の推進	50
	(2) 市街地の整備	50
	(3) 住宅対策の推進	50
	(4) 道路網の整備	51
	(5) 公共交通機関の充実	51
	(6) 港湾・漁港の整備	51
	(7) 情報ネットワークの整備	52
5	豊かな人間性と文化をはぐくむまち	54
	(1) 生涯学習の推進	54
	(2) 学校教育の充実	54
	(3) 青少年の健全育成	55
	(4) 芸術・文化の振興	55
	(5) スポーツの振興	55
	(6) 国際交流の充実と地域間交流の推進	56
6	みんなでつくるまち	58
	(1) 新時代のコミュニティ形成	58
	(2) 人権尊重のまちづくりの推進	58
	(3) 男女共同参画社会の形成	59
	(4) 住民と行政との協働のまちづくりの推進	59
	(5) 自立した自治体経営の確立	60
第6章	北海道事業の推進	62
1	北海道の役割	62
2	北海道が実施主体となる事業	62
第7章	公共施設の適正配置と整備	64
第8章	財政計画	66

第 1 章 はじめに

1 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、檜山北部3町(大成町、瀬棚町、北檜山町)の合併後の新町のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、3町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する基本構想や基本計画に委ねるものとします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、合併後おおむね10年間とします。

(3) 計画の構成

本計画は、新町のまちづくりを進めていくための「基本方針」と、基本方針実現のための「基本施策」、道が中心となって実施する「北海道事業の推進」、「公共施設の適正配置と整備」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(4) 行財政運営の方針

新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や道の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

2

合併の必要性

(1) 人口減少と少子・高齢化への対応のために

3町では、昭和30年代から人口の減少傾向が続いており、さらに、平成12年の国勢調査結果による高齢化率をみると3町全体で28.7%と、全道平均(18.2%)や全国平均(17.3%)を大きく上回り、“超高齢社会”を迎えています。今後も人口減少、少子・高齢化が進行することが見通されており(「第3章 主要指標の見通し」参照)、保健・福祉・医療分野での行政の役割や負担がますます増大し、特に社会保障にかかる財政負担は極めて多大なものになることが見込まれ、これまでのサービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

このような人口の減少や少子・高齢化の急速な進行は、社会経済の仕組みそのものに大きな影響を及ぼし、今後、保健・福祉・医療分野における行政の役割や負担が極めて大きくなることが見込まれます。このため、これらに対応した行財政基盤の強化や、サービス水準を維持・向上することができる体制づくりが緊急の課題となっています。

さらに、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少は、税収の減少をもたらし、財政的な厳しさを一層強めることが予想されます。

(2) 地方分権への対応のために

地方分権とは、国や道が行っていた行政の権限をできるだけ身近な町に移し、地域の創意工夫による行政運営を進められるようにすることです。従来のわが国の中央集権型の行政の仕組みは、急速な近代化と経済発展をもたらし、大きな役割を果たしてきましたが、行政課題が多様化、高度化する中、全国画一的な仕組みでは地域の特性や生活に根ざした地域づくりを行うことが難しくなってきたことから、様々な分野で地方分権が進められ、現在、地方分権はまさに実行段階を迎えています。

このため、これからの自治体には、住民の参画を基本に自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することのできる行政能力の一層の強化が必要になります。しかしながら、国からの財源委譲・税源移譲がなされていない状況にあります。

また、こうした地方分権時代の到来の中、住民側においても、住民自らの手による特性を活かした地域づくりや、社会問題の解決に向けた住民活動が活発化してきています。3町においても、各種の住民団体やボランティア、NPO(民間非営利組織)の活動が広がりをみせつつあります。

このような住民活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりに欠かせないものとなることから、より大きな枠組みでの“住民力”の結集や住民と行政との協働体制の確立を進めていく必要があります。

第 1 章 はじめに

(3) 硬直化した行財政に対応するために

現在、わが国の財政は危機的状況にあるといわれており、経済状況の低迷による税収の落ち込みや、経済対策に伴う公債の大量発行などにより、巨額の借金を抱えています。平成15年度末の国と地方を合わせた借金は、686兆円程度、うち地方分は199兆円程度と見込まれています。

このような危機的状況を立て直すため、国は財政構造改革を進めており、全国の市町村の財政を支える地方交付税などがすでに削減されてきており、今後もさらに大きな改革を迫られることが見込まれ、地方交付税や補助金等が貴重な財源となっている3町においても、財政状況は今後一層厳しくなっていくことが予想され、近い将来には財政面で立ち行かなくなり、財政再建団体に転落する可能性があります。

したがって、国からの地方交付税などの歳入が減少していくことが予想される中で、町が今後も各種の行政サービスを維持していくためには、より簡素で効率的な体制を構築する必要があります。

(4) 産業の再構築と地域活力の向上のために

3町は、農業及び水産業をはじめとする第1次産業を基幹産業として発展してきました。また、商工会と連携した商工業の振興や特色ある自然・歴史・文化資源等の地域資源を活かした観光の振興に努めてきました。

しかし、長引く不況、規制緩和、地域間競争の激化等、産業を取り巻く環境の大きな変化の中で、近年、地域経済は総体的に低迷状態が続いており、これに伴い雇用環境も厳しさを増し、将来的な地域活力の低下が懸念されています。

このような中で、今後とも3町が活力ある地域として持続的に発展していくためには、農業と水産業を核とした特色ある産業資源をこれまで以上に有効に活用して自立度の高い産業を再構築し、競争力を強化することが必要です。

(5) 日常生活圏の拡大に対応するために

広域的な道路・交通網の整備や車社会の一層の進展、情報通信網の発達、生活様式の多様化等を背景に、住民の日常生活の範囲は、住んでいる町の行政区域を越えてますます広がっています。3町においても、住んでいる町以外の町への通勤や通学、買い物、通院などが多くみられます。

このような日常生活圏の拡大に伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、単独の町では効果的な対応が困難な課題や広域的な整合性が必要な課題が今後ますます増えていくことが見込まれます。特に、土地利用をはじめ、道路・交通網の整備等の生活基盤整備、産業の振興など、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野については、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

(6) 快適な生活環境の確保のために

大量生産、大量消費型の生活や経済活動等に伴い、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも河川や湖沼の水質汚濁、ダイオキシン、環境ホルモン問題等が指摘され、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっており、市町村においても環境を総合的にとらえた施策の展開が極めて重要な課題となっています。

3町においても、美しく雄大な自然環境・景観の保全をはじめ、リサイクル、省資源・省エネルギーの促進、新エネルギーなどの導入など持続可能な循環型の社会づくりに積極的に取り組んでいますが、近海・河川の保全や水質浄化、山間地の自然環境・景観保全、さらには地球環境の保全が強く求められています。



第 2 章 檜山北部3町の概要

1 3町の位置・地勢・面積

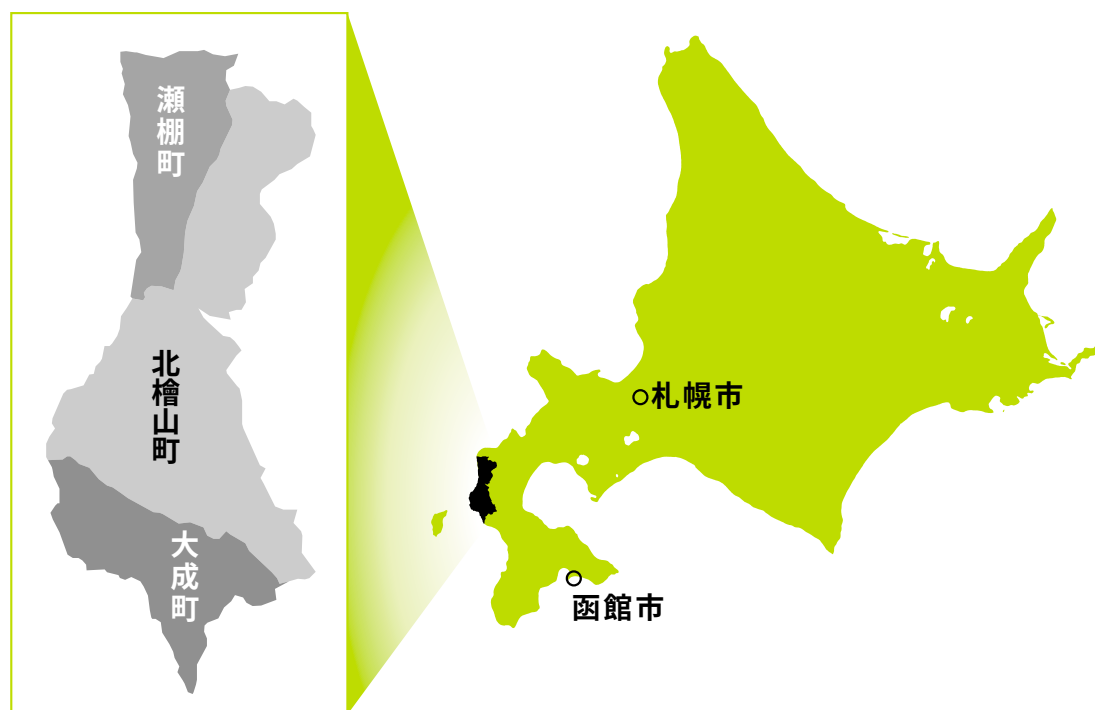
3町は、北海道の南西部、日本海に面した檜山支庁管内の北部に位置しています。3町の北は島牧村に、南は熊石町に、東は今金町、八雲町に、西は日本海をはさんで奥尻島をのぞみます。

地勢は北部と南部が山地となっており、その中間を一級河川後志利別川が流れ、北部には道南の最高峰狩場山(1,520m)など1,000m級の山々が連なり、南部には遊楽部岳(1,276m)や白水岳(1,136m)などが連なっています。

北部の狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園に指定され、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。

3町を合わせた総面積は638.56km²となります。

■ 檜山北部3町の位置図



■ 檜山北部3町の面積及び町役場位置

項目 町名	総面積 (km ²)	町役場位置		
		所在地	東経	北緯
大成町	133.91	大成町字都427番地	140 34 '48 "	42 13 '29 "
瀬棚町	125.62	瀬棚町字本町719番地	139 51 '25 "	42 26 '54 "
北檜山町	379.03	北檜山町字徳島63番地の1	139 53 '17 "	42 24 '49 "
3町合計	638.56			

資料：面積は平成13年度全国都道府県市町村別面積調
町役場位置は各町

2

3町の概要

3町の概要をまとめると以下のとおりとなっています。

【大成町】

大成町は北海道の最西端、檜山支庁管内のほぼ中央に位置し、北及び東は北檜山町、南は熊石町に接し、西は日本海に面しており、海上を27km隔てて奥尻町と相對しています。

地勢は北部に山脈が形成されており、遊楽部岳において分岐して東部の白水嶽に通じ、その山麓は急激にのびて市街地の背後に迫っているため、耕地は白別川、小川沿いの平坦地を除いてはほとんど傾斜地に開かれています。海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、2級町村制施行により明治35年に久遠村、大正12年に貝取澗村となり、昭和30年に久遠村と貝取澗村が合併して大成村として発足し、昭和41年に町制施行し大成町となりました。

基幹産業は漁船漁業を主とする水産業が中心となっています。

第 2 章 檜山北部3町の概要

【瀬棚町】

瀬棚町は檜山支庁管内の最北部に位置し、北は島牧村、東及び南は北檜山町に接し、西は日本海に面しています。

地勢は北部に道南最高峰の狩場山とこれに連なる山岳地帯があり、地形は平坦部が少なく、海岸に近づくにしたがって起伏する段丘となり、大半が草地となっています。また、海岸線は変化に富んだ奇岩、絶壁が多く、狩場茂津多道立自然公園に指定されています。

沿革をみると、明治30年に利別村(現在の今金町)が分村し、明治35年には東瀬棚村(現在の北檜山町)が分村して瀬棚村となり、大正10年の町制施行により瀬棚町となりました。

基幹産業は水産業、農業を中心とした第1次産業となっています。

【北檜山町】

北檜山町は檜山支庁管内北部の中央部に位置し、東は今金町、八雲町、南は大成町、北は瀬棚町及び島牧村に接し、西は日本海に面しています。

地勢は北部と南部は山岳地帯となっており、その間を後志利別川と太櫓川が東西に流れ日本海に注いでいます。その流域は肥沃な平坦地で水利に恵まれた水田地帯となっています。

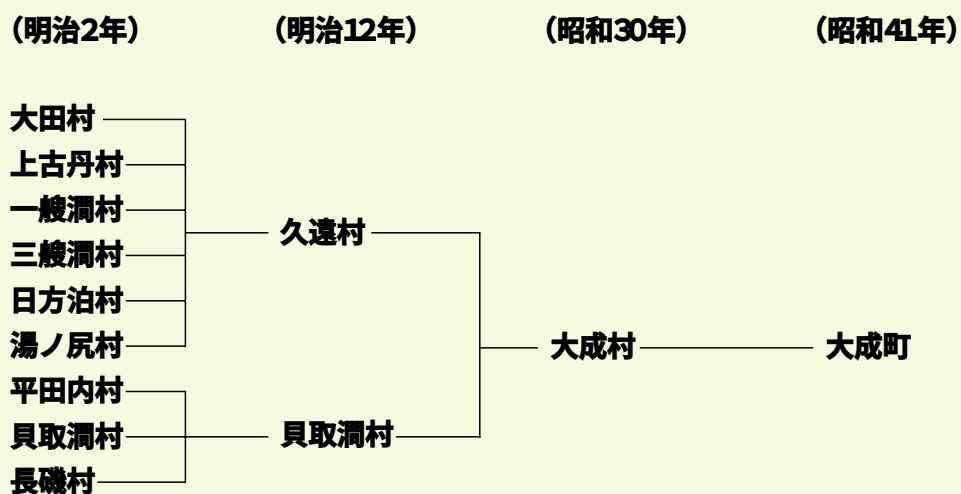
沿革をみると、明治35年に瀬棚村から東瀬棚村が分村し、昭和28年に町制施行により東瀬棚町に、昭和30年に東瀬棚町・太櫓村が合併して現在の北檜山町となりました。

基幹産業は農業であり、主要産物は米と牛乳となっています。

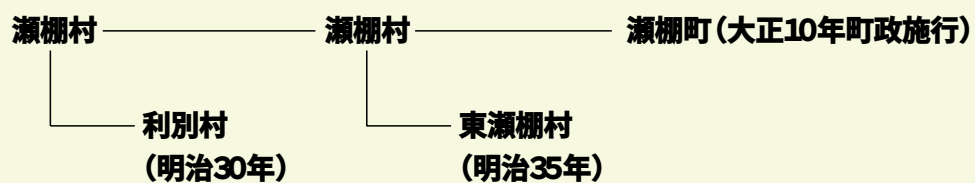


■3町の沿革

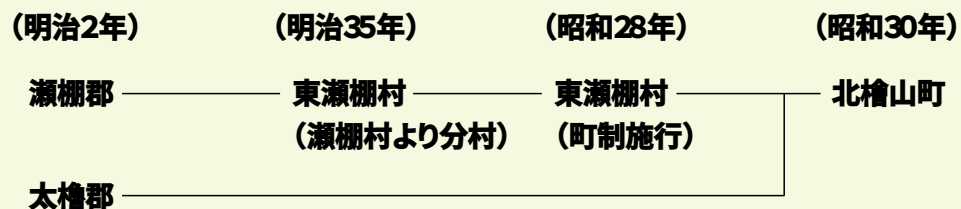
大成町



瀬棚町



北檜山町



第2章 檜山北部3町の概要

3 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

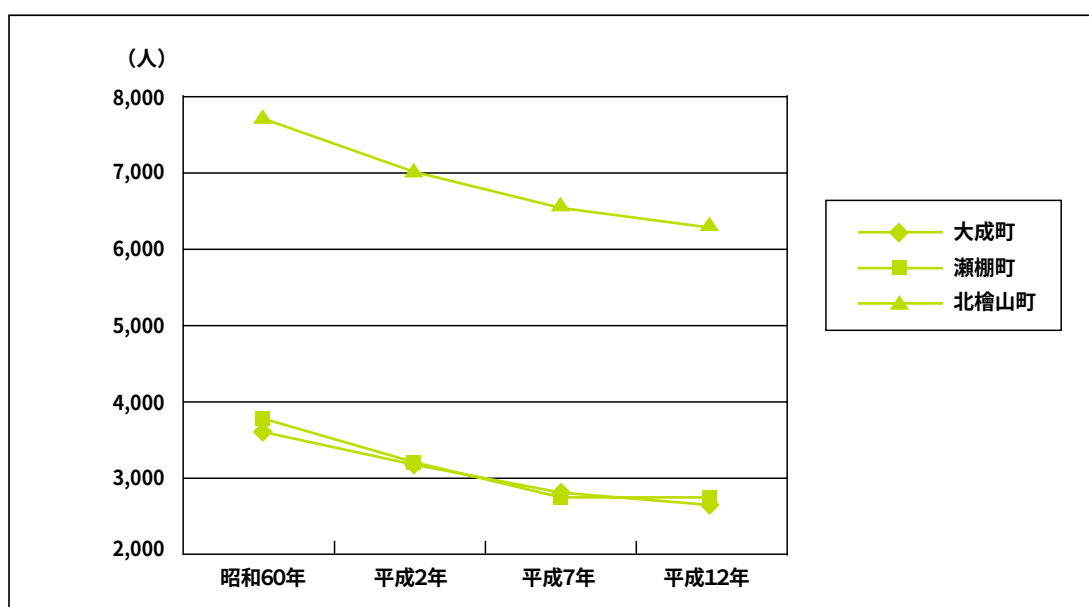
3町の総人口は11,842人(平成12年国勢調査)で、昭和60年以降の状況をみると、減少傾向で推移しています。町別の人口をみると、昭和60年以降、3町とも減少傾向で推移しています。

■ 総人口の推移

(単位:人、%)

町名	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60~H2	H2~H7	H7~H12
大成町		3,615	3,168	2,919	2,730	△2.61	△1.62	△1.33
瀬棚町		3,812	3,191	2,877	2,820	△3.49	△2.05	△0.40
北檜山町		7,717	7,030	6,650	6,292	△1.85	△1.11	△1.10
3町合計		15,144	13,389	12,446	11,842	△2.43	△1.45	△0.99

資料:国勢調査



資料:国勢調査

② 年齢階層別人口の推移

3町の年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(14歳以下)は昭和60年の3,085人(20.4%)から平成12年には1,465人(12.4%)へ、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。生産年齢人口(15～64歳)は9,726人(64.2%)から6,984人(59.0%)へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。高齢者人口(65歳以上)は2,333人(15.4%)から3,393人(28.7%)へと推移し、人数、構成比率ともに増加しています。高齢化率は28.7%と、全道平均(18.2%)や全国平均(17.3%)を大幅に上回り、少子・高齢化が急速に進行しています。

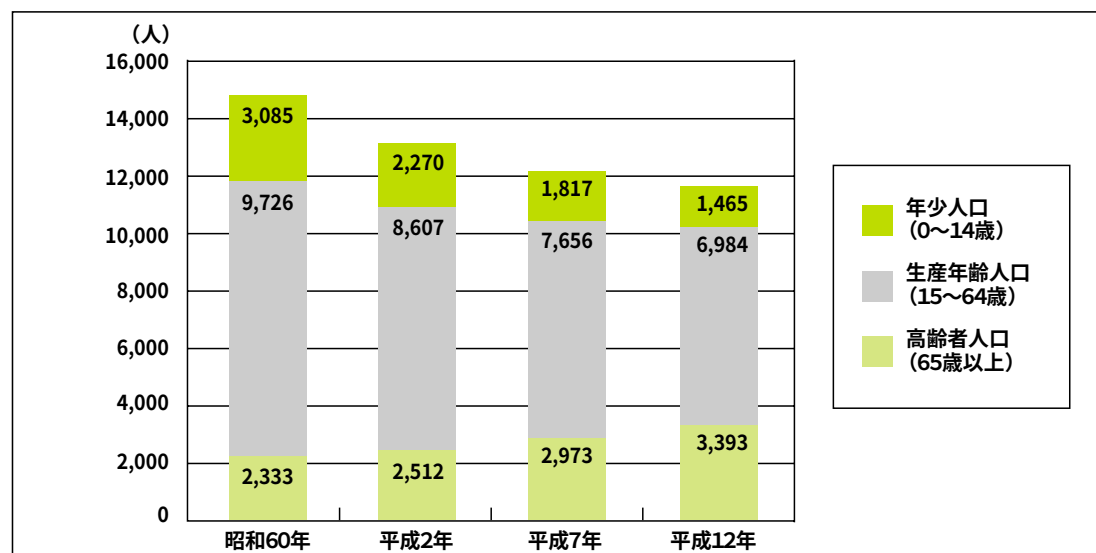
これを町別でみても、すべての町で年少人口比率の低下、高齢者人口比率の上昇という傾向がみられます。

■ 年齢階層別人口の推移

(単位:人、%)

項目	年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
						S60～H2	H2～H7	H7～H12
総人口		15,144	13,389	12,446	11,842	△2.43	△1.45	△0.99
年少人口 (14歳以下)		3,085 (20.4%)	2,270 (17.0%)	1,817 (14.6%)	1,465 (12.4%)	△5.95	△4.35	△4.22
生産年齢人口 (15～64歳)		9,726 (64.2%)	8,607 (64.3%)	7,656 (61.5%)	6,984 (59.0%)	△2.41	△2.31	△1.82
高齢者人口 (65歳以上)		2,333 (15.4%)	2,512 (18.8%)	2,973 (23.9%)	3,393 (28.7%)	1.49	3.43	2.68

資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

第2章 檜山北部3町の概要

(2) 世帯の状況

3町の世帯数は、昭和60年の4,863世帯から平成12年の4,595世帯へと減少し、この15年間で268世帯の減少となっています。一世帯当人数は、昭和60年の3.11人から平成12年の2.58人へと減少を続けており、核家族化や世帯の多様化が続いていることを示しています。

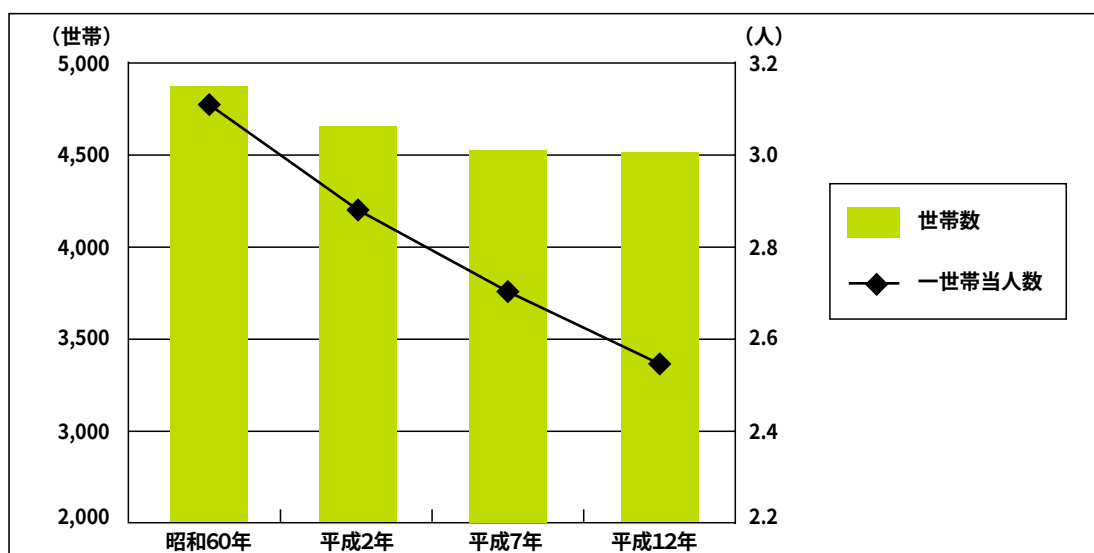
町別でみても、すべての町で一世帯当人数の減少傾向がみられます。

■ 世帯数・一世帯当人数の推移

(単位: 人、%)

町名・項目		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
大成町	世帯数	1,216	1,205	1,179	1,162
	一世帯当人数	2.97	2.63	2.48	2.35
瀬棚町	世帯数	1,241	1,148	1,070	1,082
	一世帯当人数	3.07	2.78	2.69	2.61
北檜山町	世帯数	2,406	2,329	2,348	2,351
	一世帯当人数	3.21	3.02	2.83	2.68
3町合計	世帯数	4,863	4,682	4,597	4,595
	一世帯当人数	3.11	2.86	2.71	2.58

資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

4

就業人口

3町の就業人口総数は5,827人(平成12年国勢調査)となっており、昭和60年から1,268人の減少となっています。平成12年の産業別でみると、第1次産業が1,363人、第2次産業が1,507人、第3次産業が2,952人となっており、第1次産業は、一貫して減少していますが、第2次産業、第3次産業では増減がみられます。構成比率では、第1次産業が23.4%、第2次産業が25.9%、第3次産業が50.7%となっています。

町別の産業別就業人口の構成比率(平成12年国勢調査)をみると、大成町は第3次産業(49.9%)、第2次産業(30.2%)、第1次産業(19.9%)の順となっており、瀬棚町は第3次産業(50.0%)、第2次産業(32.4%)、第1次産業(17.6%)の順となっています。また、北檜山町では第3次産業(51.2%)、第1次産業(27.1%)、第2次産業(21.6%)の順となっています。

就業人口の推移

(単位:人、%)

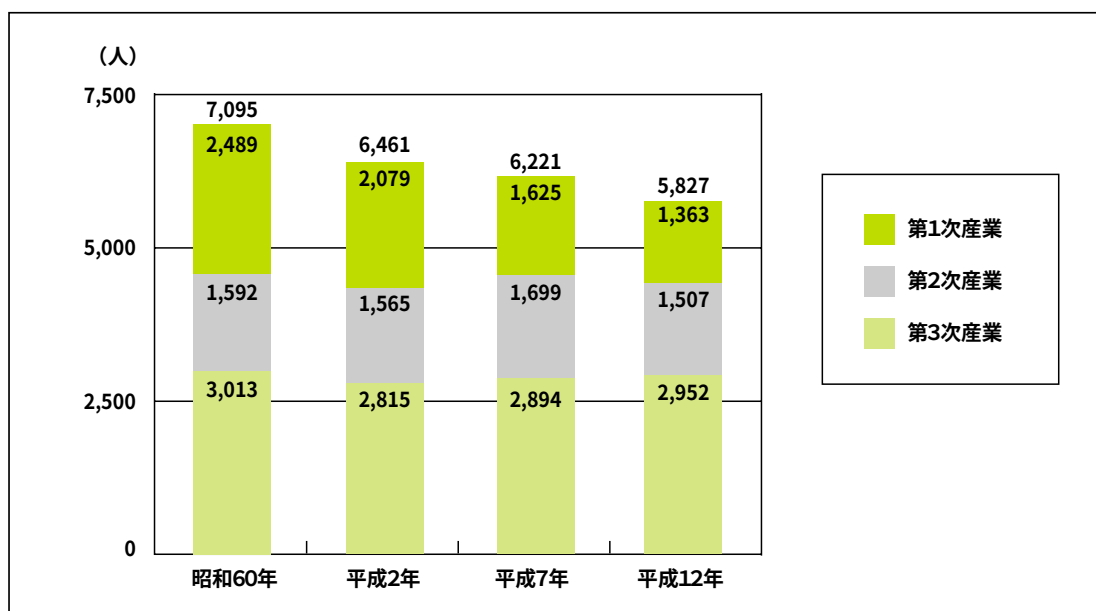
項目 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	年平均伸び率		
					S60~H2	H2~H7	H7~H12
総人口	15,144	13,389	12,446	11,842	△2.43	△1.45	△0.99
就業人口総数	7,095	6,461	6,221	5,827	△1.85	△0.75	△1.30
第1次産業	2,489 (35.1%)	2,079 (32.2%)	1,625 (26.1%)	1,363 (23.4%)	△3.54	△4.81	△3.46
第2次産業	1,592 (22.4%)	1,565 (24.2%)	1,699 (27.3%)	1,507 (25.9%)	△0.34	1.66	△2.37
第3次産業	3,013 (42.5%)	2,815 (43.6%)	2,894 (46.5%)	2,952 (50.7%)	△1.35	0.56	0.40
就業率	46.9%	48.3%	50.0%	49.2%	—	—	—

注) 各年の就業人口総数には分類不能を含む。

資料: 国勢調査

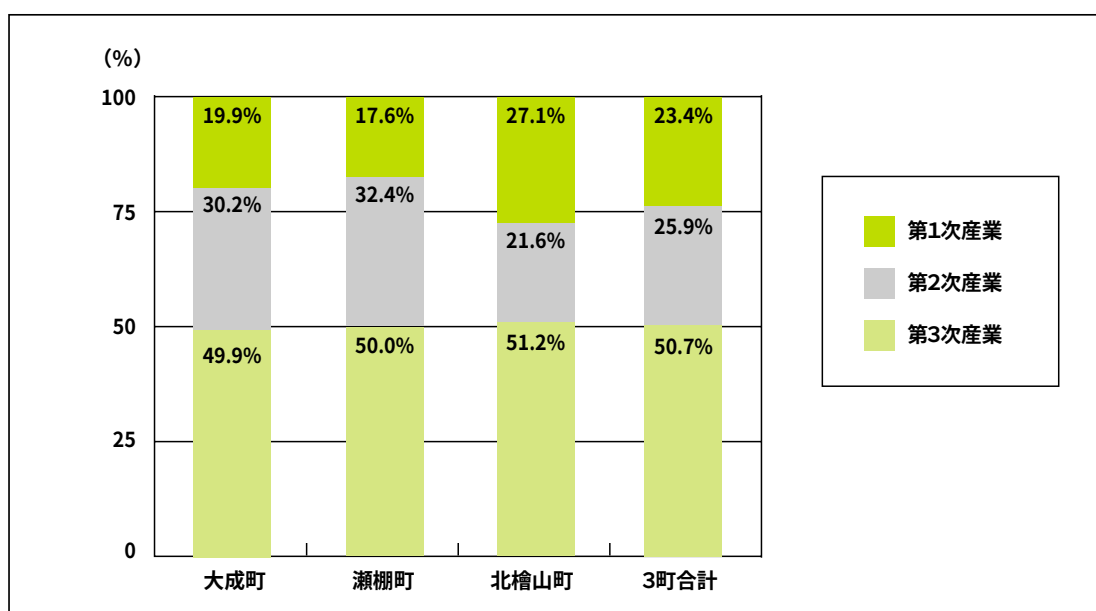
第2章 檜山北部3町の概要

■ 就業人口の推移



資料：国勢調査

■ 産業別就業人口の町別構成比率



資料：平成12年国勢調査



第 3 章 主要指標の見通し

1 総人口・世帯

(1) 人口

① 総人口

国勢調査結果に基づき、人口推計を行った結果によると、新町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成12年の11,842人から、合併後おおむね10年後である平成26年には10,010人になることが予測されます。このため、合併によってさらなる地域の活性化を図り、人口の減少を抑制する必要があります。

なお人口推計は、全国の自治体で現在多く使われているコーホートセンサス変化率法を使用し、平成7年と12年の直近2回の国勢調査結果をもとに町ごとに推計し、それを合算したものです（詳細は別資料参照）。

② 年齢階層別人口

年齢階層別の人口構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子・高齢化が一層進むことが予想され、年少人口（14歳以下）は平成12年の1,465人（12.4%）から平成26年には1,210人（12.1%）に、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の6,984人（59.0%）から平成26年には5,120人（51.1%）に、高齢者人口（65歳以上）は平成12年の3,393人（28.7%）から平成26年には3,680人（36.8%）になることが想定されます。



(2) 世帯数

世帯数については、核家族化の一層の進行が見込まれる一方で、人口減の影響により全体的には減少傾向が予想され、平成12年の4,595世帯から平成26年には4,170世帯になることが想定されます。

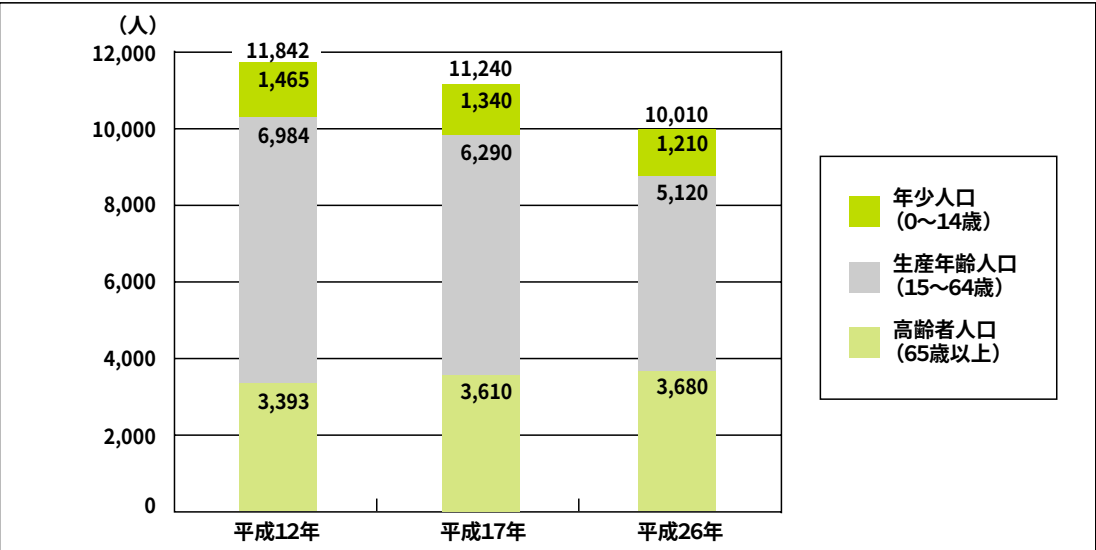
また、一世帯当人数については、平成12年の2.58人から平成26年には2.40人に減少することが想定されます。

■人口と世帯の見通し

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成26年	年平均伸び率	
					H12～H17	H17～H26
総人口		11,842	11,240	10,010	△1.04	△1.28
年少人口 (14歳以下)		1,465 (12.4%)	1,340 (11.9%)	1,210 (12.1%)	△1.77	△1.13
生産年齢人口 (15～64歳)		6,984 (59.0%)	6,290 (56.0%)	5,120 (51.1%)	△2.07	△2.26
高齢者人口 (65歳以上)		3,393 (28.7%)	3,610 (32.1%)	3,680 (36.8%)	1.25	0.21
世帯数		4,595	4,500	4,170	△0.42	△0.84
一世帯当人数		2.58	2.50	2.40	—	

注) 平成12年は実績値。推計値は、コーホートセンサス変化率法等により推計したものである。



第 3 章 主要指標の見通し

2 就業人口

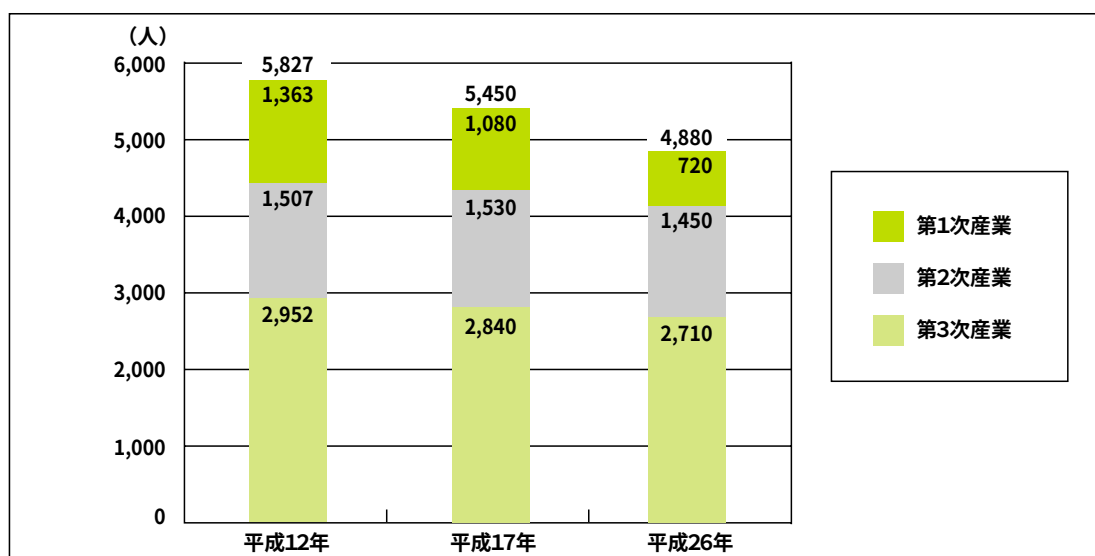
就業人口については、総人口の減少傾向や産業構造の変化の中で、第1次産業は平成12年の1,363人(23.4%)から平成26年には720人(14.8%)に、第2次産業は平成12年の1,507人(25.9%)から平成26年には1,450人(29.7%)に、第3次産業は平成12年の2,952人(50.7%)から平成26年には2,710人(55.5%)になることが想定されます。

■ 就業人口の見通し

(単位：人、%)

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成26年	年平均伸び率	
				H12～H17	H17～H26
総人口	11,842	11,240	10,010	△1.04	△1.28
就業人口総数	5,827	5,450	4,880	△1.33	△1.22
第1次産業	1,363 (23.4%)	1,080 (19.8%)	720 (14.8%)	△4.55	△4.41
第2次産業	1,507 (25.9%)	1,530 (28.1%)	1,450 (29.7%)	0.30	△0.59
第3次産業	2,952 (50.7%)	2,840 (52.1%)	2,710 (55.5%)	△0.77	△0.52
就業率	49.2%	48.5%	48.8%	—	—

注) 平成12年は実績値(就業人口総数には分類不能を含む)。推計値は、トレンド法等により推計したものであり、10人単位としている。



3

交流人口

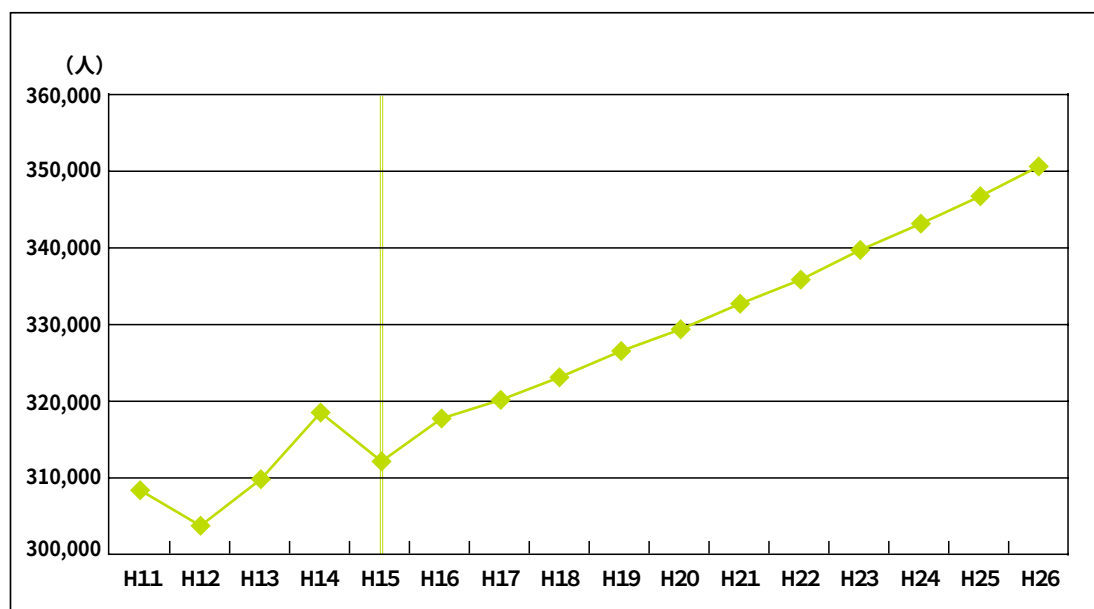
新町では、定住人口の指標だけでなく、まちの活性度を向上させる意味において、交流人口の増加を目標とし、その指標を設定します。

平成11年度では309,000人であった観光入込み客数は、平成15年度では312,100人へと概ね増加傾向で推移しており、トレンド法（過去の傾向から将来の推移を算出する計算式）で推計した予測結果をもとに、新町誕生によるイメージアップをはじめ、開発道路北檜山大成線の開通、一般道道北檜山大成線の改良整備など道路網の整備に伴う魅力ある観光資源の開発、PRや交通網の整備、交流拠点の整備、医療施設の充実など今後の交流振興策の推進による増加分を見込み、新町に、観光、買い物、通勤、通学、通院、出張等で訪れる人口は、平成26年には年間で

500,000人

と想定します。

■ 〈参考〉観光客入込みの見通し



注) 平成11年～平成15年は実績値。予測値は、トレンド法による推計値に、新町での積極的な政策推進による増加分を見込む。

第 4 章 新町まちづくりの基本方針

1

新町の将来像

めざす将来像は、新たな時代に向けて新町が進むべき姿を示すものであり、新町のまちづくりの象徴となるものです。

これまでの検討に基づき、新町がめざす将来像を、

**豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを大切にするまちをめざして**

— 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと —

とします。



2

新町まちづくりプランの基本施策

めざす将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本施策(6つの施策の柱)を次のとおり設定します。

将来像

**豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを大切にするまちをめざして**

— 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと —



まちづくりの基本施策(6つの施策の柱)

■ 基本施策 1

健やかに暮らせる福祉のまち

■ 基本施策 2

活力に満ちた産業のまち

■ 基本施策 3

自然と共生する安全なまち

■ 基本施策 4

多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

■ 基本施策 5

豊かな人間性と文化をはぐくむまち

■ 基本施策 6

みんなでつくるまち

第4章 新町まちづくりの基本方針

■基本施策 1

健やかに暮らせる福祉のまち

少子・高齢化が急速に進む中で、乳幼児から高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、住民一人ひとりが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら健康で幸せに暮らせるよう、健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を伸ばす環境づくりを総合的に進めていくとともに、ノーマライゼーションの理念（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）に立った、住民参画に基づくぬくもりのあるまちづくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、住民一人ひとりの生命や暮らし、人権を尊重した総合的な保健・福祉・医療施策を推進します。

健やかに暮らせる 福祉のまち



- 保健・医療の充実
- 地域福祉の推進
- 子育て支援の推進
- 高齢者施策の推進
- 障害者施策の推進
- 社会保障の充実

■ 基本施策 2

活力に満ちた産業のまち

産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、生産基盤の一層の充実や生産技術の高度化・経営の安定化、担い手の育成・確保、販路の拡大と高付加価値化、都市・消費者との交流など、環境変化や高齢社会に即した施策を推進し、基幹産業である第1次産業の維持・高度化を図ります。

また、商工会と連携した工業、商業・サービス業等の振興、新町ならではの自然資源や温泉、芸術・文化、産業資源、食文化等を活かした体験・交流型、滞在型の観光、さらには関係機関と連携した雇用対策の一体的推進による若者の地元就職及びU・J・Iターン※の促進、後継者の定住促進施策の推進を図り、産業の再構築を進めます。

※U・J・Iターン：就職等により都市部に定住した人が、出身の地方に戻って定住することを「Uターン」、出身地とは別の地方に定住することを「Jターン」、もともと都市部に居住していた人が、地方に定住することを「Iターン」という。

活力に満ちた 産業のまち

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の推進



第4章 新町まちづくりの基本方針

基本施策 3

自然と共生する安全なまち

新町の美しく雄大な自然環境・景観の保全と創造、地球温暖化防止など地球環境の保全、持続可能な循環型社会の形成、さらには人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を住民・事業者と一体となって積極的に推進し、自然と共生するまちづくりを進めます。

また、新町ならではの自然資源等を活かした、特色ある憩いの場やうるおいある親水・親緑空間の創造、健康で快適な生活に欠かせない上下水道整備の充実、廃棄物の減量化3R※（リデュース・リユース・リサイクル）体制の充実、新エネルギーの導入と活用、さらには大地震や河川の氾濫への対応をはじめとする災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進し、豊かな自然を活かした、美しさと快適性・安全性が実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを推進します。

※3R：資源循環型社会を形成するために必要な3つの原則の頭文字。廃棄物について発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）すること。

自然と共生する 安全なまち



- 環境・景観の保全と創造
- 公園・緑地・水辺の整備
- 上下水道の整備
- 環境衛生対策の推進
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯対策の推進
- 地域エネルギーの活用

■ 基本施策 4

多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

社会・経済情勢の変化や道南地域の地域構造の変化を展望し、長期的・広域的視点から、新町としての土地利用関連計画の策定のもと、地域の均衡ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

また、これに基づき、自然と共生し、人々が集う魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を進めるとともに、地域高規格道路である渡島半島横断道路や開発道路北檜山大成線をはじめとする国道・道道の整備促進、町内幹線道路の整備及び生活道路の整備、港湾・漁港の整備、通勤・通学道路の整備推進、バス等の公共交通機関の維持、高度情報通信基盤の充実及び多様な分野における情報ネットワークの整備等を図り、交流・定住を支える生活基盤づくりを推進します。

多様な交流を生む にぎわいのある快適なまち



- 調和のとれた土地利用の推進
- 市街地の整備
- 住宅対策の推進
- 道路網の整備
- 公共交通機関の充実
- 港湾・漁港の整備
- 情報ネットワークの整備

第4章 新町まちづくりの基本方針

基本施策 5

豊かな人間性と文化をはぐくむまち

生きる力の育成を重視した学校教育の推進や新町の自然・歴史等を活かした地域に開かれた特色ある学校づくりをはじめ、各世代のニーズに応じた生涯学習環境の整備を図り、未来の新町を担う、地域に誇りを持ち、創造性豊かな人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる総合的な学習環境づくりを進めます。

また、新町らしさを際立たせ、まちづくりを支える、住民主体の特色ある学習・芸術・文化・スポーツ・交流活動等を積極的に支援・促進し、文化の香り高いまちづくりを推進します。

豊かな人間性と 文化をはぐくむまち



- 生涯学習の推進
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化の振興
- スポーツの振興
- 国際交流の充実と地域間
- 交流の推進

■ 基本施策 6

みんなでつくるまち

すべての住民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的に参画し、個性豊かな魅力あるまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動を一層促進していきます。これとともに情報公開機能の強化や各種計画の策定・実施・点検・見直しへの住民参画の促進、多様な住民団体、ボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入等による住民と行政とのパートナーシップの確立のもと、新たな時代における協働のまちづくりを進めます。

また、地域住民があらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、人権教育・啓発活動や男女共同参画社会の形成を進めます。

さらに、これらを支える自立した自治体経営の確立に向け、地方分権を一層推進するとともに、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革・資質向上、電子自治体の構築、行財政運営の一層の効率化を進めるなど、さらなる行財政改革を計画的・段階的に進めていきます。

また、新町の核となる本庁と地域ごとの支所等との適正な役割・機能分担を段階的に進めていくほか、地域協議会等の地域ごとの住民組織の機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努めます。

みんなでつくるまち



- 新時代のコミュニティ形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の確立

第 4 章 新町まちづくりの基本方針

施策の体系

将来像

**豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを大切にするまちをめざして**

— 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと —

■ 基本施策 1

健やかに暮らせる
福祉のまち

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の推進
- 子育て支援の推進
- 高齢者施策の推進
- 障害者施策の推進
- 社会保障の充実

■ 基本施策 2

活力に満ちた
産業のまち

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の推進

■ 基本施策 3

自然と共生する
安全なまち

- 環境・景観の保全と創造
- 公園・緑地・水辺の整備
- 上下水道の整備
- 環境衛生対策の推進
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯対策の推進
- 地域エネルギーの活用

■ 基本施策 4

多様な交流を生む
にぎわいのある快適なまち

- 市街地の整備
- 住宅対策の推進
- 道路網の整備
- 公共交通機関の充実
- 港湾・漁港の整備
- 情報ネットワークの整備

■ 基本施策 5

豊かな人間性と
文化をはぐくむまち

- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化の振興
- スポーツの振興
- 国際交流の充実と地域間交流の推進

■ 基本施策 6

みんなでつくるまち

- 新時代のコミュニティ形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の確立

3

土地利用等

(1) 土地利用の基本方針

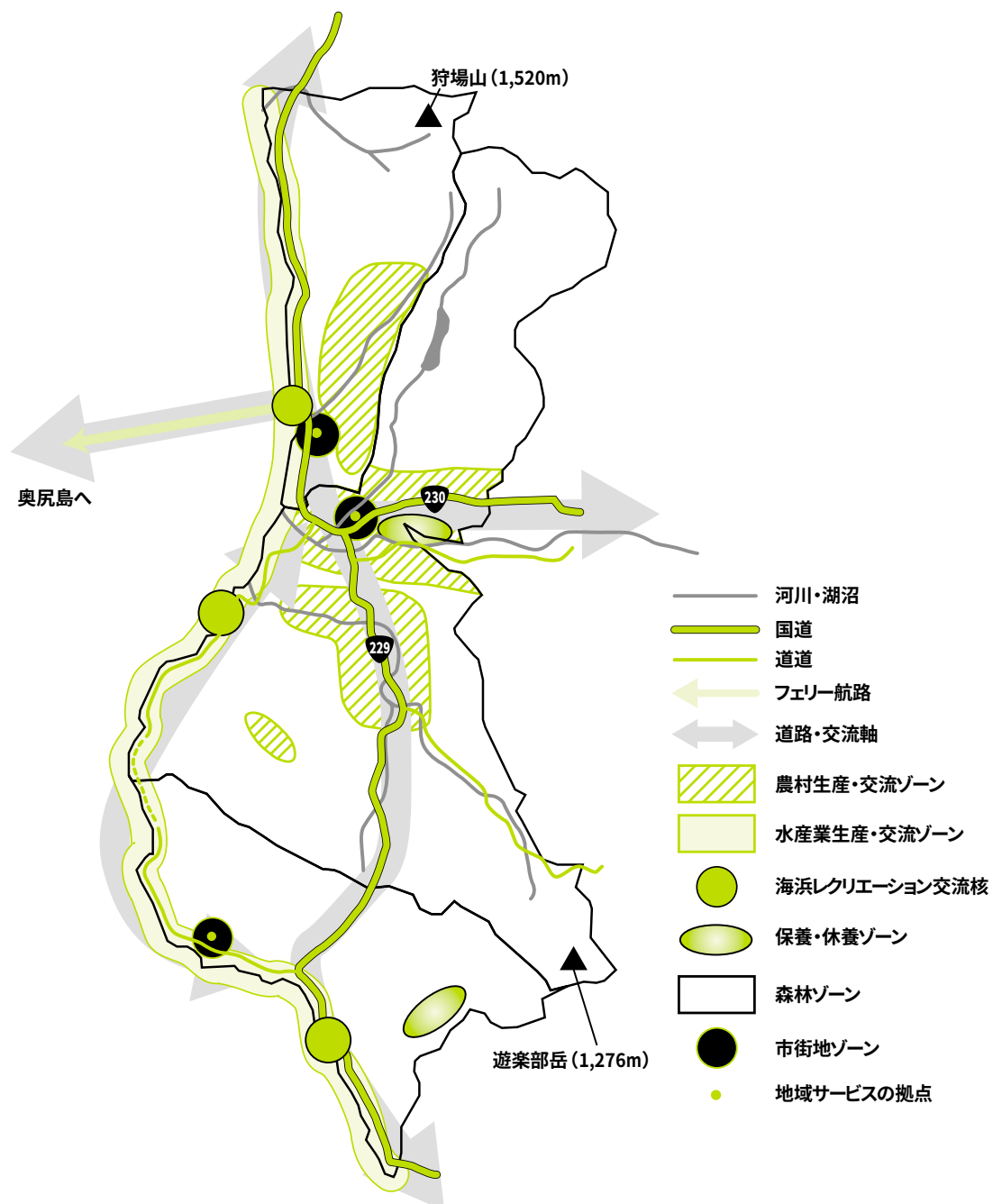
新町においてめざすべき土地利用の基本方針を次のとおり定め、国土利用計画や都市計画、農業振興地域整備計画を早い時期に策定するとともに、「自然」と「暮らし」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成に努めます。

- 豊かな自然と景観の保全
- ネットワーク化された道路・交通体系の確立
- 産業基盤の確立
- 優良農地の保全と活用
- 快適な生活空間の確保
- にぎわいのある市街地の形成
- 観光・交流拠点の整備

第 4 章 新町まちづくりの基本方針

(2) 土地利用の現状

新町における土地利用は現状のゾーン及び拠点を基本にして方針を定めます。



○道路・交流軸

地域の活性化につながる道路・交流軸の整備に努めます。

○農村生産・交流ゾーン

食糧の生産拠点として整備を進めるとともに、交流空間として活用します。

○水産業生産・交流ゾーン

港湾・漁港については、水産業の生産拠点、物流拠点として整備を進めるとともに、親水機能をもった交流空間として活用します。

○海浜レクリエーション交流核

海浜レクリエーション交流・観光ゾーンのうち、観光・交流施設が集中している地区を海浜レクリエーション交流核と位置づけ、交流拠点としての整備に努めます。

○保養・休養ゾーン

レクリエーション施設・温泉施設が立地する地域を保養・休養ゾーンと位置づけ、観光・交流拠点としての整備に努めます。

○森林ゾーン

森林ゾーンについては、森林資源の保全を図るとともに、森にふれあうレクリエーション等の用途に活用します。

○市街地ゾーン

既存の市街地は市街地ゾーンと位置づけ、便利で快適なにぎわいのある市街地の形成に努めます。

○地域サービスの拠点

地域の行政サービスの拠点として、機能の向上を図ります。

第4章 新町まちづくりの基本方針

4

地域別整備の方針

檜山北部の中心的な役割を担う新町としての地域別整備については、現状の土地利用や地域が持つ特性・可能性を大切にしながら土地利用の基本方針及び将来像実現のための基本施策により進めていきます。

■全地域の方針

【保健・医療・福祉施策】

新町における保健・医療対策を充実させるため現有の医療資源の改善につとめ、公的医療機関と民間の医療機関が相互に連携し合い、診療内容の分担や、高度な医療機器の共同利用など実情に応じて機能させ住民ニーズに応える医療体制を目指します。

そのためには、北檜山区に既存の医療機関の拡充等を図り準総合的医療を行える主幹病院を設置し、主幹病院以外の医療機関については、主幹病院のサテライトとしての役割を担う整備を行うとともに、主幹病院では夜間・休日も含めた24時間受け入れ可能な救急医療体制を整えます。大成区については、地理的な条件を考慮し時間外救急患者の対応が可能な整備をします。

また、消防行政においても救急救命士の育成や、搬送自動車の整備により敏速に次の医療につなげる体制づくりをします。

さらに、保健福祉分野との連携のもとに往診をはじめ、医師の処方、指示のもとに訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハビリなどを一層推進します。

在宅医療を円滑に運営するため介護老人保健施設などの整備を行い、既存の保健・福祉施設の有効活用と連携を強化した保健・医療・福祉対策を推進します。

また、町民の健康づくりに資するために健康増進型温水プールの整備を進めます。





【道路施策】

道路網については、新町の一体化及び活性化、広域的交流の一層の推進や安全性・利便性の一層の向上、交流、ネットワーク化の強化等のため、開発道路北檜山大成線、一般道道北檜山大成線や地域高規格道路渡島半島横断道路をはじめとする国道・道道の早期開通・整備を積極的に推進します。

また、身近な生活道路である町道の整備・改良・維持補修等による道路網の整備充実を推進します。

【観光施策】

新町は、道南5大霊場太田神社、奇岩や岩礁、海水浴場、キャンプ場などが続く海岸線や道南最高峰の狩場山、清流日本一にも選ばれた後志利別川など豊かな自然のほか、各地域には温泉保養施設、スポーツ・レクリエーション施設、日本初の洋上風力発電施設などの観光資源を有しています。

これらの観光資源を有効活用しながら観光拠点のネットワーク化を図り、開発道路北檜山大成線の開通に伴った観光ルートの整備など、新たな観光資源の開発・整備を推進します。

第4章 新町まちづくりの基本方針

■地域別の方針

【大成区】

大成区は、地域の基幹産業である水産業については、漁業資源の適切な管理と活用を図り水産業の振興を促進するため、水産資源種苗生産事業の推進、魚類育成施設整備、増養殖事業の推進、魚礁等水産基盤の整備などを積極的に進めるとともに、水産業の生産拠点となる漁港の整備と自然災害から集落の安全を図るため、海岸保全の整備を推進します。

農業については、地域の特性を活かした地域振興作物定着促進事業を推進します。

市街地区については、上浦・都区間幹線整備の促進、下水道・上水道の整備、小学校改修など生活基盤の整備促進や既存施設の有効利用により、住民の日常生活に必要な身近なサービス機能の充実を図り地域の拠点として整備を推進します。

地域医療の初期拠点として内科診療所化を位置づけ、医療供給の安心・安全の確保を推進します。

【瀬棚区】

瀬棚区は、檜山北部の玄関口として奥尻航路を有する観光の要所であり、その拠点となる地方港湾では地域の基幹産業のひとつである水産業の振興として「つくり、育て、売る」漁業を核に、静穏海域での大規模な増養殖事業を積極的に推進するとともに、日本初の洋上風力発電施設を建設、さらにその優れた環境は民間による大型風力発電施設の建設に結びつくなど、地域資源を活かした取り組みを進めます。

農林業については、有機農業特区の認定による有機農業の推進を柱に、地域産業と教育が融合した新たな地域ブランドの創出を図ります。教育の森の利用促進と日本一高い茂津多岬灯台への観光客の誘引を図るため林道の舗装整備を推進します。

診療所を中心に保健センターなどと連携した予防医療の必要性を認識し、一層の保健・医療・福祉の一体的な連携を図るため、痴呆性高齢者グループホームの整備と高齢者対策のための介護老人保健施設の整備、養護老人ホーム改修整備を進めます。

さらに市街地の街路灯整備、公共下水道事業及び農漁村地域の合併浄化槽事業を推進します。

【北檜山区】

北檜山区は、新町における中心市街地として都市計画マスタープランを策定しながら中心市街地整備事業を行うとともに、商工・観光産業の振興を図ります。また、温泉を活用した足湯施設、幼児から高齢者まで利用できる健康増進型温水プール等を整備し高齢者・福祉社会に対応した整備を推進します。

基幹産業である農林畜産業については、整備された優良農地の保全及び有効利用、農業基盤整備、農道の整備など農業生産基盤の一層の充実と地区集落の衛生環境整備を推進し魅力ある農業づくりを進めます。

教育については、幼保一元化を目指すとともに小・中学校等を整備し、教育・文化の環境の整備を推進します。

さらに、住民の生命財産を守るため、消防施設、防災行政無線を整備し災害に強いまちづくりを推進します。



第 5 章 将来像実現のための基本施策

1 健やかに暮らせる福祉のまち

(1) 保健・医療の充実

すべての住民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、保健・医療・福祉はもとより、教育・コミュニティ・産業など様々な分野の一層の連携強化により、住民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりへの取り組みを総合的に促進します。

また、母子保健の充実や生活習慣病予防及び介護予防を柱とした成人・老人保健の充実をはじめ、住民一人ひとりのライフステージに応じた保健サービスの充実に努めます。

さらに、ますます高度化、多様化する医療ニーズや救急・休日・夜間等の医療需要に応えられるよう、医療施設の整備充実を進めるとともに、関係機関と連携のもと、地域医療体制の強化に努めます。

(2) 地域福祉の推進

すべての住民が住み慣れた地域で、助けあい支え合いながら暮らすことのできる優しい社会づくりを目指して、住民一人ひとりの「助け合う心」の一層の定着を図るとともに、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体や民生・児童委員の活動支援、ボランティア団体の育成・強化に努めます。

また、町内会など地域福祉活動への支援を行い、身近な地域社会における福祉体制づくりを進めていきます。

さらに、福祉施設をはじめとする公共施設等の整備において、ユニバーサルデザイン※の視点から、利用者が利用しやすい施設整備を図ります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人に配慮した施設、サービスなどをつくらうとする考え方。

(3)子育て支援の推進

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう、保健・医療・福祉・教育部門等が一体となって、家庭や地域の子育て支援機能を支え、若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりをもって育てていくことができる環境づくりを総合的に進めます。

このため、保育所施設の整備充実や保育サービスの充実をはじめ、子育てに関わる相談・学習・交流事業の拡充、母子保健サービスの充実、学童保育の実施や遊び場の拡充、児童虐待の防止等に努めます。

また、母子・父子家庭等ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、関係機関との連携のもと、各種制度による支援を推進します。

(4)高齢者施策の推進

高齢社会に対応し、新町としての介護保険事業計画及び老人保健福祉計画に基づき、訪問介護、通所介護、訪問入浴介護をはじめとする各種介護保険対象サービスの充実を民間事業者等多様な主体とともに進めていくほか、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実、寝たきり・痴呆の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援等による高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

また、これらの事業を円滑に展開するため、広域・民間を含めて高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備充実を進めるほか、介護保険制度に関わる事務や啓発・相談体制の充実、関係機関・組織や民間事業者との連携強化、必要な人材の確保など、総合的なサービス提供基盤の強化を図ります。

第 5 章 将来像実現のための基本施策

(5) 障害者施策の推進

精神障害者や難病患者も含めた障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、啓発・広報活動等を通じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、保健・医療サービスの充実、支援費制度に基づく障害者福祉サービスの充実に努めます。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりなど、あらゆる分野で障害者に配慮した施策の推進に努め、「リハビリテーション※」及び「ノーマライゼーション」の理念に立脚した地域社会づくりを進めます。

※リハビリテーション：障害のある人が自分の力を最大現に発揮し、その人らしく生きることができることをめざすこと。

(6) 社会保障の充実

低所得者が経済的に自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実や生活保護制度の適切な運用に努めます。

また、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を一層深めていきます。

■主要事業

【保健・医療の充実】

- 保健・福祉・医療の連携システムの確立
- 在宅生活を支える医療体制の確保
- 住民検診の推進
- 病院の運営方法等の検討
- 健康づくり事業の推進
- 各種保健事業の充実
- 心の健康づくり事業の推進
- 地域保健体制の充実

[地域福祉の推進]

- 社会福祉協議会の効果的な運営
- ボランティアの育成・強化の推進
- 町内会などの地域福祉活動の支援
- 福祉施設の環境整備
- 安全なまちづくりの推進

[子育て支援の推進]

- 保育事業の推進
- 学童保育事業の実施
- 母子保健サービスと子育て支援の充実

[高齢者施策の推進]

- 高齢者の暮らしやすいまちづくりの推進
- 高齢者向け住宅の整備
- 高齢者に優しい住環境の整備
- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 高齢者の就業機会の確保
- 高齢者の自立生活支援の推進(生活支援事業・生きがい活動支援事業)
- 高齢者福祉施設の整備
- 介護予防活動の推進
- 家族介護支援の推進
- 健康維持・増進についての保健活動、体力づくりの推進

[障害者福祉の推進]

- 障害者の自立支援体制の整備
- 生活支援体制の充実
- 雇用・就労支援等の充実
- 障害者の社会参加と交流の促進
- 生活環境の整備
- 支援費制度におけるサービス提供体制の確保

[社会保障の充実]

- 生活保護受給者の自立を助けるための指導、援助の充実
- 民生・児童委員や関係機関との連携

第 5 章 将来像実現のための基本施策

2

活力に満ちた産業のまち

(1) 農林業の振興

従事者の減少や高齢化、後継者不足、山間部を中心とする遊休農地、耕作放棄地の増加といった問題が深刻化する中、主な産業である農業の維持・高度化及び農業の持つ多面的機能の一層の活用に向け、環境変化に対応した総合的な振興施策を積極的に推進します。

このため、整備された優良農地の確保・保全及び有効利用、農道の整備促進、ほ場整備など農業生産基盤の一層の充実を進めながら、若い担い手農業経営者の育成と農業生産経営体の生産組織化への調査を進め、効率的な営農体制への移行を促進します。

また、農業協同組合をはじめとする農業関連機関・団体と一体となった営農指導等による適正な米の生産調整や地域特性や高齢社会に即した生産技術や作付体系の導入、新たな特産品の開発・産地化を促進します。

さらに、環境に配慮した農業の展開やグリーンツーリズム施策等による都市と農村との共生・対流による農業の確立を図り魅力ある農業への転換をめざします。

林業についても、木材価格の低迷に加え、従事者の高齢化や担い手不足等による厳しい状況が続く中、林業関係者の合意形成のもと、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託の促進等を通じた広域的な林業生産体制の充実を図り、計画的な間伐、保育等の森林施業を促進します。また、町土の保全や水源のかん養、地球環境保全の視点に立ち、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めるほか、自然体験やレクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

(2) 水産業の振興

漁獲規制、資源の減少、漁業就労者の高齢化、後継者不足等水産業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。限りある水産資源を守り育てるため、資源管理を行いながら栽培漁業を積極的に進め、漁港整備や漁場造成、育成施設の整備など基盤整備とともに、販路の拡大やブランド化などに努め、「つくり・育て・売る」水産業に取り組みます。

(3) 商工業の振興

消費者の周辺地域への流出など厳しい経営環境にある商業については、多様化、高度化する消費者ニーズ等の商業環境の変化に的確に対応できるよう、商業振興の核となる商工会の育成強化のもと、これと連携しながら、経営者の意識改革や後継者の育成、近代的経営やサービスの向上を促進していきます。

また、地域経済の発展はもとより、就業機会の拡充のため、商工会と連携しながら、既存企業の経営意識の高揚、経営体質・基盤の強化を促進していくとともに、関係機関との連携のもと、地域特性を生かした企業の誘致を進めます。

(4) 観光の振興

3町は、三本杉岩や親子熊岩などの奇岩や岩礁が続く海岸線、道南最高峰の秀峰狩場山などの雄大な自然、清流日本一にも選ばれた後志利別川など貴重な自然資源のほか、三本杉岩を中心とした一体はマリンスポーツのメッカとしての知名度も上がってきているところです。

また、魚介類や農産物などの新鮮な特産物、温泉、パークゴルフ場、スポーツ施設、公園、歴史資源、海水浴場、ホテルやペンションなどの宿泊施設があり、特色あるイベントなど多数の観光資源を備えています。

これらの豊富な観光・レクリエーション資源を一層活用し、観光拠点のネットワークづくりを進めます。また、情報発信機能の強化によるPR活動の推進、豊かな自然、歴史資源、文化、産業資源、食文化等を活かした体験・学習型、滞在型の観光地づくり、祭り・イベント等の充実や広域観光体制の充実を図り、交流人口の増加と地域活性化を図ります。



第 5 章 将来像実現のための基本施策

(5)雇用・勤労者対策の推進

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、雇用の創出に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の拡充に努めるほか、ハローワークなど関係機関との連携のもと、新町一体となった就職相談や情報提供、時代変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、女性や高齢者、障害者の雇用促進に努めます。

また、労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進していくほか、季節勤労者団体の育成支援や福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者が快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

■主要事業

〔農林業の振興〕

- 農業担い手の育成・確保
- 主要作物の生産振興
- 農業生産基盤の整備
- 情報交流事業の実施
- 農用地の利用集積
- 認定農業者の育成
- 新規就農等の参入
- 生産性の高い農業・農産物への取組み
- 農畜産物加工品の開発
- 農畜産物の販売促進と流通開発
- 有機農業への取組み
- 地域産業との連携
- 農業の法人・集団経営の推進
- 農地の保全整備
- 農村環境基盤の整備
- 総合的な土づくりの推進
- 森林がもたらす多様な機能の充実と保全、推進
- 森林資源の活用・保護の充実
- 町有林、民有林の植栽、除間伐等の推進
- 新規産業や農漁業担い手支援などの次世代育成事業



[水産業の振興]

- 水産資源種苗生産事業の推進
- 漁業生産の向上及び増養殖事業の確立
- マリントウンプロジェクト事業の推進
- 担い手対策のための魅力ある漁業の展開

[商工業の振興]

- 商工会の育成
- 地域の特性を活かした企業の誘致
- 消費者ニーズの把握と商工業の推進

[観光の振興]

- 観光拠点の整備
- 観光案内板の整備
- 新たな観光資源の開発
- 体験型観光の推進
- 観光協会の育成
- 観光物産の開発
- 観光の通年化のためのイベント創出
- レクリエーションマナー普及活動の促進

[雇用・勤労者対策の推進]

- 雇用の安定化・新規雇用の創出
- 若年労働者の地元就職対策の推進
- 季節勤労者団体の育成・支援
- 雇用対策事業の実施

第 5 章 将来像実現のための基本施策

3

自然と共生する安全なまち

(1) 環境・景観の保全と創造

快適で安全な居住環境の整備や、自然や環境の保護・保全を求める住民ニーズが増大しているとともに、地球規模での環境保全意識が急速に高まり、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりが求められる中、環境を総合的にとらえた施策を積極的に推進します。

このため、豊かな自然環境・景観の保護・保全はもとより、水質汚濁などの公害防止から地球温暖化の防止まであらゆる分野における環境問題への適切な対応、さらには住民一人ひとりの主体的な環境保全活動の促進など、住民、事業者、行政が一体となった各種環境施策を総合的、継続的に推進します。

(2) 公園・緑地・水辺の整備

住民が自然とふれあいながら気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、いこえる場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、集落内における身近な公園や広場の整備に努めます。

また、交流・レクリエーションの場として、自然環境等を活用した、観光・交流機能も持った特色ある公園・緑地の整備を進めます。さらに、公園・緑地等のネットワーク化や住民参加による緑化を推進し、豊かな緑に包まれた快適な環境づくりを進めます。

(3) 上下水道の整備

住民が健康で快適な生活を営むうえで欠かすことのできない水の供給については、今後とも安定的な水源を確保しながら、水需要の増大、災害時への対応等を見通し、水道施設の整備充実、管理体制の充実、水道事業の健全運営、水源地域の環境保全等を進め、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。

また、生活様式の変化等により、下水の排水量が増加する傾向がみられるなど、公共用水域の水質保全や生活環境の改善に欠かせない下水処理対策は、公共下水道事業の計画的な推進とともに、公共下水道区域に含まれない地域については、浄化槽設置整備事業の推進などにより下水道の整備、普及促進に努めます。

し尿処理については、収集体制の充実や広域的な処理体制の充実に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理指導に努めます。

(4) 環境衛生対策の推進

増大・多様化の傾向を強めるごみについては、今後の排出動向やダイオキシン対策に留意しながら、リサイクル関連法等に基づき、収集体制の充実及び広域的な処理・処分体制の充実に努めます。

また、住民や事業者への意識啓発を積極的に行いながら、分別排出の徹底、自主的なリサイクル運動の促進によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努め、循環型社会の形成をめざします。

(5) 消防・防災体制の充実

安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めるため、消防団の活性化をはじめ、消防施設や消防水利の計画的な整備充実、広域的な連携強化による常備消防・救急体制の存続・充実に努め、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害から住民の生命や財産を守るため、防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制の確立のもと、備蓄倉庫などの防災施設・設備の整備や住民の防災知識の高揚、自主防災組織の育成、防災無線の充実に努めます。さらに、関係機関との連携のもと、危険箇所の点検・整備を行うなど治山・治水、海岸保全対策を進めます。

(6) 交通安全・防犯対策の推進

交通量がますます増加する中、関係機関・団体との連携のもと、住民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図るとともに、ガードレールやカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を計画的に進め、安全な道路環境づくりに努めます。特に、子どもや高齢者、障害者等の安全性に配慮した道路環境の整備や啓発活動を重点的に進め、交通事故のない安全な社会づくりをめざします。

また、関係機関・団体との連携のもと、消費生活の安定と向上を図るための相談体制の推進や啓発活動等を通じて住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動をはじめ、各種防犯安全活動の促進に努めます。さらに、必要な箇所に防犯灯・街路灯の設置を進め、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保に努めます。

第 5 章 将来像実現のための基本施策

(7) 地域エネルギーの活用

日本初の洋上風車や蜂の巣型集合風車など強い季節風を利用した風力発電施設をはじめ、暖房や融雪等への地熱エネルギー活用、自然エネルギーに関する研究施設など、環境への負荷が低い新エネルギーに関する施設等の導入・立地が進んでおり、今後は、家畜糞尿のバイオマスガスプラントでの活用等も検討されています。

新町のまちづくりにおいて、環境保全や産業振興に結びつけて新エネルギー導入による波及効果を活用します。

■主要事業

[環境・景観の保全と創造]

- 環境美化意識の高揚と環境美化活動への支援
- 自然環境の保全
- 環境教育・学習の推進

[公園・緑地・水辺の整備]

- 森林環境整備による道立自然公園を活かした多目的利活用
- 植樹事業による緑化運動
- 漁火公園や夕陽丘公園など優美活動や地域活動の場の整備
- 自然活動が行える場の整備
- 住民主導による緑化の推進

[上下水道の整備]

- 水量確保と濁度対策
- 公共下水道整備の推進
- 合併処理浄化槽整備の推進
- 水道設備の再整備と統廃合、配水体系の見直し
- 水洗化の促進
- 下水道面整備

[環境衛生対策の推進]

- ゴミの減量化運動の推進
- 公衆衛生事業の推進
- 再生品の利用促進
- ゴミの不法投棄、衛生環境の監視活動の強化
- 住みよい地域を形成するための環境整備の推進



[消防・防災体制の充実]

- 防災体制の充実
- 防災行政無線の整備と有効活用
- 災害情報ネットワークシステムの確立
- 高規格救急車の導入配備と救急救命士の育成
- 計画的な消防施設整備
- 急傾斜地崩壊防止事業
- 河川の水害対策事業
- 保安林整備
- 治山事業

[交通安全・防犯対策の推進]

- 交通安全活動指導者の育成
- 交通安全活動事業
- 広報啓発活動
- 消費生活相談体制の推進
- 街路灯施設の整備
- 地域防犯対策の推進
- 自主防犯活動団体の育成・支援

[地域エネルギーの活用]

- 新エネルギー、クリーンエネルギーの活用
- 地域エネルギーの活用促進

第 5 章 将来像実現のための基本施策

4

多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

(1) 調和のとれた土地利用の推進

土地利用については、長期的・広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢、住民ニーズの変化を展望し、農業振興地域整備計画や各種土地利用関連計画の総合的な調整と適切な運用を図り、土地利用の明確化と適正な規制誘導に努め、計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

(2) 市街地の整備

自然と共生した安全で快適な居住空間と、人々が集う魅力ある市街地環境の創造に向け、新町での都市計画マスタープランに基づき、市街地の整備を進めます。

(3) 住宅対策の推進

質の高い快適な居住環境づくりと定住促進に向けて、良好な住宅地の形成を進めていくとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、今日の多様なニーズや地域特性に即した魅力ある良質な住宅建設の促進に努めます。

また、公営住宅については、若者の定住促進をはじめ、高齢者や障害者への配慮などの視点を取り入れながら、住宅の立て替え・改善を計画的に進めます。



(4) 道路網の整備

広域的交流の一層の推進や安全性・利便性の一層の向上、交流・観光ネットワークの強化等を見据え、地域高規格道路である渡島半島横断道路や開発道路北檜山大成線をはじめとする国・道道などの整備を積極的に要請していくとともに、地域の骨格となる幹線道路網の整備を進めます。

また、これら幹線道路との連携や機能分担等に配慮しながら、集落内の身近な生活道路の改良整備・維持補修を計画的、効率的に進めます。道路の整備に当たっては、交通安全施設の設置はもとより、防災面や福祉面・環境面、冬期の除排雪等にも配慮した、安心できる道づくりに努めます。

(5) 公共交通機関の充実

自家用車の普及による利用者の減少等によりバス路線の存続が年々困難になっていく現状にあります。このため、関係機関との連携のもと、今後の開発動向や住民ニーズにあわせ、地域住民の身近な移動手段として重要なバス路線の維持・確保、利便性向上を促進するほか、循環バスの運行など新たな生活バス交通網の整備について検討していきます。

高速交通空白地域を解消し、生産や産業の活性化を図る有効な手段として、コムーター空港誘致運動を継続的に進めていきます。

(6) 港湾・漁港の整備

新町には地方港湾瀬棚港をはじめ13の漁港があり、地域産業に重要な役割を果たしてきています。今後も、港湾・漁港機能の充実を図り、水産業や物流・交流の拠点として整備を進めます。

また、奥尻島とのフェリー航路は、観光や物資の輸送において重要なことから、フェリーの大形化や通年の運行を関係機関に働きかけていきます。

第 5 章 将来像実現のための基本施策

(7) 情報ネットワークの整備

高度情報化が急速に進展する中、住民生活の向上と地域社会の振興に向け、情報通信基盤の整備促進を図ります。

また、「電子自治体」の構築に向け、総合行政ネットワーク(LGWAN)に対応した行政内部の情報化を進め、ホームページでの情報提供やネットワークを発揚した窓口サービスの充実など住民サービスの向上を図るとともに、個人情報保護のためセキュリティ対策の強化を図ります。

さらに、啓発活動の推進や学習機会の拡充等を通じ、住民及び職員の意識啓発と情報リテラシー(活用能力)の向上を進め、IT(情報技術)時代に即した人材の育成に努めます。

■主要事業

【調和のとれた土地利用の推進】

- 計画的土地利用の総合調整
- 未利用地の適切な開発誘導
- 保全と開発の調和のある推進
- 農業地域・森林地域の確保と保全
- 海岸地域の保全
- 農業地域の土地の有効活用
- 市街地地域の土地の有効活用
- 森林地域の土地の有効活用
- 自然公園地域の土地の有効活用

【市街地の整備】

- 都市計画マスタープランの策定
- 都市計画道路の整備

【住宅対策の推進】

- 公営住宅・町営住宅建替・改修事業



[道路網の整備]

- 地域高規格道路「渡島半島横断道路」の早期建設促進
- 国道229、230号の整備促進
- 道道の整備促進（開発道路道道北檜山大成線改良事業・一般道道北檜山大成線改良事業等）
- 生活道路整備の充実
- 町道整備の充実

[公共交通機関の充実]

- 生活交通路線バスの運行支援
- 町営バスの運行による交通手段の確保
- コミューター空港の整備推進

[港湾・漁港の整備]

- 漁港の整備と有効活用の推進
- 港湾の整備と有効活用の推進
- 漁港海岸・建設海岸保全整備事業
- 海岸緑化の推進

[情報ネットワークの整備]

- ネットワークを利用した窓口サービスの充実
- ホームページの充実

第 5 章 将来像実現のための基本施策

5

豊かな人間性と文化をはぐくむまち

(1) 生涯学習の推進

住民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習し、自己実現を図りながら充実した人生を送り、その成果が生かせるよう、生涯の各期における幅広いニーズに即した総合的な学習環境の整備を図り、「いつでも、どこでも、誰でも学習することができる」生涯学習社会の確立を進めます。

このため、生涯学習・文化活動の拠点としての施設の整備・強化や交流センター内の図書室の充実を図るとともに、行政、交流センター、関係機関・団体等との連携を図り、情報化施策とも連動した学習情報の提供・相談体制の充実、人材登録・活用システムの確立等を図って生涯学習の基盤整備に努めるとともに、住民ニーズに応じた多彩で特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の拡充に努めます。

(2) 学校教育の充実

次代を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、幼保一体化を図るなど幼児教育の充実を図ります。また、「総合的な学習の時間」等を活用しながら、基礎・基本の確実な定着はもとより、地域の自然、歴史や伝統等を生かした体験学習や郷土学習などの特色ある教育・特色ある学校づくり、環境問題をはじめ情報化、国際化、人権尊重、福祉、ボランティアなどの課題に対応した社会の変化に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

また、老朽化への対応や耐震性の確保、新たな教育内容に応じた各学校施設・設備の計画的な整備充実を図り、快適な教育環境の創出に努めるとともに、家庭や地域との連携・融合、いじめや不登校など心の問題への対応、障害児教育の充実、安全管理の充実、学校給食の充実、通学対策の推進、さらには高等学校との連携強化など、総合的な教育環境の整備を進めます。



(3) 青少年の健全育成

社会環境の急速な変化に伴い、青少年を取りまく環境が大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化してきている中で、青少年が次代の担い手として健全に育成されるよう、家庭・学校・地域が一体となった体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進するとともに、家庭教育や相談事業・情報提供の充実等を通じた家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動や社会活動への参加機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。

(4) 芸術・文化の振興

個性あふれる文化の継承・創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促進していくとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表機会の拡充、活動施設の整備充実、指導者の確保・育成等に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

(5) スポーツの振興

子どもから高齢者まで、すべての住民が生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツに親しみ、健康・体力の維持・増進及び住民相互の交流が図れるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の発掘・養成、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

第 5 章 将来像実現のための基本施策

(6) 国際交流の充実と地域間交流の推進

国際化の一層の進展に対応し、住民の国際性を育み、国際理解を深めるため、学校教育や生涯学習の場において、国際感覚豊かな人材の育成を積極的に進めます。

また、豊かな自然環境や産業資源等を生かした体験型レクリエーションをはじめ、地域資源を活用して様々な分野で他地域との地域間交流活動を促進するとともに、交流拠点の充実を図り、地域の活性化や住民生活の向上に役立てていきます。

■主要事業

【生涯学習の推進】

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習プログラムバンクの整備
- 地域活動・学びのネットワークの構築
- 教育環境の整備・充実
- 生涯学習推進計画の策定
- 図書館・図書センターによる学習情報等の提供

【学校教育の充実】

- スクールバスの運行
- 地域に根ざし、開かれた学校づくりの推進
- 高等学校の適正配置
- 幼稚園・保育所の一元化の推進
- 教育研究所活動の充実
- 学校施設整備の充実
- 学校間交流事業等の充実
- 教員住宅の整備
- 情報処理機器整備の充実
- 姉妹校事業
- 通学定期助成事業



[青少年の健全育成]

- 子ども会やスポーツ少年団活動の育成
- 学校5日制対応事業の推進
- 放課後児童対策の推進
- 青少年育成指導員の育成

[芸術・文化の振興]

- 文化活動施設の整備
- 伝統芸能の継承活動の奨励
- 地域文化遺産の保存継承
- 文化団体活動の育成

[スポーツの振興]

- スポーツ活動の推進
- スポーツ施設の有効活用
- スポーツ団体、指導者の育成
- スポーツ教室・行事等の開催
- スポーツ施設の充実

[国際交流の充実と地域間交流の推進]

- 国際交流事業の推進
- 国際理解のための講座・教室等の充実
- 交流テーマによる国内交流の推進
- 体験学習、体験型レクリエーションの推進
- 町民交流の推進
- 姉妹都市事業(受け入れ・派遣・協議会活動などの支援)

第 5 章 将来像実現のための基本施策

6

みんなでつくるまち

(1) 新時代のコミュニティ形成

地域連帯の強化及び自治意識の高揚、地域からのまちづくりを進めるため、地域コミュニティの意義や役割についての広報啓発活動の強化をはじめ、地区集会所など身近な活動拠点の整備充実や自主管理・運営の促進、コミュニティリーダーの育成、町内会活動への支援や地域の伝統・文化・イベント等を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくりに対する支援など、地域からの創意と工夫による自立したまちづくりが展開できる環境づくりを図り、新時代のコミュニティ形成を促進します。

(2) 人権尊重のまちづくりの推進

子どもや女性、高齢者、障害者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、自由で平等な社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を継続的かつ効果的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。



(3) 男女共同参画社会の形成

男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、主体性を持った生き方ができるよう、男女ともに意識改革を進めていくとともに、政策・方針決定の場への登用など女性の社会参画機会の拡充や学習機会の充実、多様な生き方が選択できる条件の整備等に努め、制度上のみならず、実際の面において男女が社会へ参画できる真の男女共同参画社会の形成を進めます。

(4) 住民と行政との協働のまちづくりの推進

住民と行政との新たなパートナーシップの確立のもと、相互の協働によるまちづくりが進められるよう、ホームページの活用など情報化施策と連動させながら、広報・広聴活動の一層の充実を図るとともに、あらゆる場を通じた行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発、学習機会の提供、さらには情報公開の推進に努めます。

また、各種行政計画の策定及び実施・点検・見直し、施設の管理・運営、環境の管理等への住民の参画・民間の参入を積極的に促進していくほか、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成・支援とその企画・立案による協働のまちづくりを進めます。

さらに、合併特例区協議会等の地域ごとの住民組織の機能充実を進め、住民サービスの向上と地域住民の意向反映に努めます。

第 5 章 将来像実現のための基本施策

(5) 自立した自治体経営の確立

地方分権時代の自立した自治体経営の確立に向け、行政組織・機構及び事務事業の見直し、職員の意識改革と資質の向上、情報化の推進による電子自治体の構築など、新町としての行政改革を計画的に進めます。

また、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、あらゆる分野にわたる経費の節減や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果が上げられるよう計画的、効率的な財政運営を推進します。

■主要事業

【新時代のコミュニティ形成】

- 地域活動の育成と支援
- 町内会組織の支援
- 各種団体の支援
- 各種まちづくり活動の育成・支援
- 地区担当職員制度
- 各地域リーダーの育成

【人権尊重のまちづくりの推進】

- 人権擁護活動の推進

【男女共同参画社会の形成】

- 女性団体への活動支援
- 女性団体リーダーの養成

【住民と行政との協働のまちづくりの推進】

- 自立的なまちづくり活動の促進
- 広報広聴活動の充実
- 住民のまちづくりへの参加促進

【自立した自治体経営の確立】

- 財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の策定
- 職員の質の向上と定数管理の適正化
- 行財政の計画的、効率的な運営
- 行政の情報化推進（電子自治体基盤整備事業など）
- 各町ネットワークシステムの統一化
- 電算システムの統合整備

第 6 章 北海道事業の推進

1 北海道の役割

新町の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、さらには将来像「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にするまちをめざして」を実現するために、北海道が主体となって実施する事業は重要な役割を持っています。

このため、本計画の推進に当たって、北海道の支援が必要である事業及び事項について、次のとおり主要事業を再掲します。

2 北海道が実施主体となる事業

施策項目	施策名
基本施策2 「活力に満ちた産業のまち」	中山間地域総合整備事業 中山間地域総合農地防災事業 農免農道整備事業 ふるさと農道緊急整備事業 一般農道整備事業 経営体育成基盤整備事業 森林保育事業
	水産基盤整備事業
基本施策3 「自然と共生する安全なまち」	地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 海岸保全施設整備事業 海岸環境整備事業 治山事業 河川改修事業
基本施策4 「多様な交流を生む にぎわいのある快適なまち」	道道改良事業
	水産物供給基盤整備事業 (漁港整備事業) 漁港海岸高潮対策事業



第 7 章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性やバランス、住民の利便性等に十分配慮して逐次検討を行います。

新町庁舎については、旧町役場庁舎を活用し、住民窓口サービスの低下を招かないように十分配慮して必要な機能の整備を図ります。

学校については、住民意向をよく把握し、地域の特性や通学の利便性も考慮しながらその統廃合を検討します。

また、新たな公共施設の整備については、合併後の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に論議を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。





第 8 章 財政計画

1 前提条件

本財政計画は、新町の財政運営の指針となるものです。合併後10年間について、歳入・歳出（普通会計ベース）を推計するとともに、合併に伴う削減効果、国による財政支援等を反映させ、一層の行財政改革を推進することとしています。

なお、現在、国においては「三位一体の改革」が進められていますが、改革途中の現時点では不確定であることから、現行の行財政制度を基本として推計しています。

新町においては、本計画を指針とし、今後の地方財政を取り巻く動向に留意し必要に応じて修正を加えながら、健全財政を基調とした財政運営を行っていくことになります。

(1) 歳入

① 地方税

今後の経済状況の判断は非常に困難なため、現行税制度を基本に、過去の実績や将来の人口推計を勘案して推計しています。

② 地方交付税

現行の地方交付税制度を基本に、合併による普通交付税の算定の特例（合併算定替）制度や、合併に係る交付税措置等を見込んでいます。

③ 国庫支出金・道支出金

過去の実績や普通建設事業費を考慮し、合併に係る合併市町村補助金等の財政支援を見込んでいます。

④ 地方債

新町まちづくりプランの事業に伴う合併特例債、通常債等を見込んでいます。

(2) 歳出

① 人件費

合併に伴う特別職、議員の削減等を見込んでいます。

一般職については、新町において定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数に配慮しつつ職員数削減の方向で取り組むこととなりますが、現時点では合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の減少を見込み推計しています。

② 物件費

合併直後は需要が見込まれるものとし、行政改革を進める観点から一定の削減額を見込んでいます。

③ 扶助費

過去の実績を踏まえながら、人口推計による高齢者人口の伸び率を勘案しています。

④ 補助費等

過去の実績を踏まえながら、行政改革を進める観点から一定の削減額を見込んでいます。

⑤ 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、新町における新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

⑥ 投資的経費

財政運営の健全性確保を前提に、投資可能な建設事業費を見込み推計しています。

(3) 基金の造成

新町における一体感の醸成や地域住民の交流、さらには、住民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動の推進のため、合併特例債を活用し、基金を造成します。

第 8 章 財政計画

2

歳入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	648	643	639	634	630	625	620	615	610	605
地方譲与税	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
各種交付税	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
地方交付税	5,866	5,569	5,340	5,048	4,881	4,699	4,557	4,414	4,291	4,168
分担金・負担金	175	174	173	172	171	170	169	167	166	164
使用料・手数料	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
国庫支出金	299	453	453	383	383	383	383	383	383	383
道支出金	425	711	711	711	711	711	711	711	711	711
地方債	1,249	1,249	1,249	1,730	1,730	1,730	1,249	1,249	1,249	1,249
その他の歳入	468	536	425	384	391	397	441	557	492	484
歳入合計	9,713	9,918	9,573	9,645	9,480	9,298	8,713	8,679	8,485	8,347



■歳出

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	1,996	1,944	1,844	1,792	1,739	1,687	1,635	1,582	1,530	1,478
物件費	1,495	1,369	1,306	1,180	1,180	1,127	934	914	909	904
維持補修費	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
扶助費	396	397	397	398	398	399	398	398	397	396
補助費等	1,623	1,526	1,428	1,331	1,234	1,137	1,055	1,040	1,024	1,009
公債費	2,066	1,932	1,851	1,684	1,656	1,585	1,564	1,640	1,723	1,815
投資的経費	1,000	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673
その他の歳出	896	836	833	1,332	1,335	1,335	867	975	905	830
歳出合計	9,713	9,918	9,573	9,631	9,456	9,184	8,367	8,463	8,402	8,347

歳入歳出差引	0	0	0	14	24	114	346	216	83	0
--------	---	---	---	----	----	-----	-----	-----	----	---

■基金（「その他特定目的基金」を除く）

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	472	320	280	786	1,300	1,819	1,876	2,049	2,157	2,140

～檜山北部3町合併協議会委員名簿～

(敬称略)

大 成 町 長
瀬 棚 町 長
北 檜 山 町 長

花 田 千賀志
平 田 泰 雄
内 田 東 一

大成町 議会議長
大成町 議会議員
大成町 議会議員
大成町 町民代表
大成町 町民代表
大成町 町民代表

高 畑 實
大 野 忠 勝
奥 村 喜美男
成 田 直 彦
濱 口 敬 子
朝 倉 満

瀬棚町 議会議長
瀬棚町 議会議員
瀬棚町 議会議員
瀬棚町 町民代表
瀬棚町 町民代表
瀬棚町 町民代表

柳 田 眞
濱 口 勝 利
桜 井 明 雄
用 名 要 一
新 保 静 夫
工 藤 芳 江

北檜山町 議会議長
北檜山町 議会議員
北檜山町 議会議員
北檜山町 町民代表
北檜山町 町民代表
北檜山町 町民代表

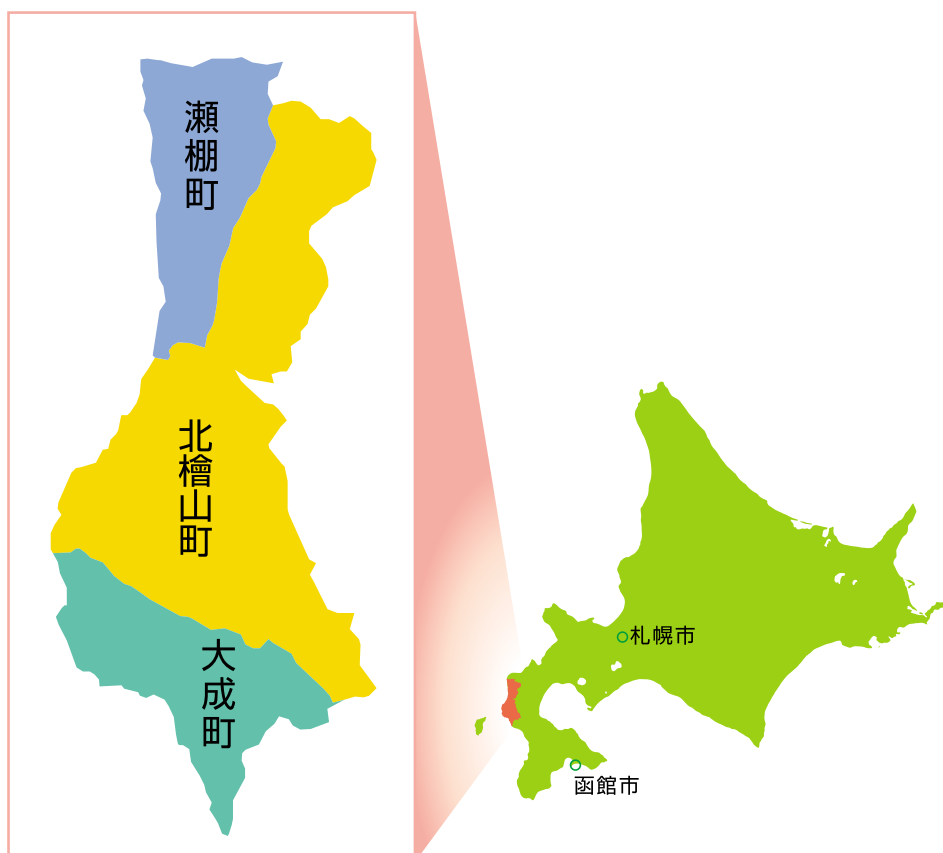
斉 藤 洋一郎
酒 井 誠 一
真 柄 克 紀
中 山 修 身
石 川 文 枝
中 島 勝 則

檜山支庁地域政策部長

小 田 千 秋



せたな町



共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと

編集・発行

檜山北部3町合併協議会

〒049-4592

北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地1 北檜山町役場内

TEL : 01378-4-5111 FAX : 01378-4-4657

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/>